

# ゴルフ場利用約款

## 第 1 条 (本約款の適用)

当ゴルフ場をご利用になるお客様には、次条以下の約款に従ってご利用いただきます。

## 第 2 条 (利用のお申し込み)

当ゴルフ場をご利用いただくには、次の方法でお申し込みいただいた場合に限りです。

- (1)当ゴルフ場に、直接お電話でお申し込みいただいた場合
- (2)当ゴルフ場に直接お越しになってお申し込みいただいた場合
- (3)当ゴルフ場の会員を通してお申し込みいただいた場合
- (4)当ゴルフ場の従業員を通してお申し込みいただいた場合
- (5)当ゴルフ場との契約施設及び契約サイトを通してお申し込みいただいた場合

## 第 3 条 (利用引き受け拒絶)

当ゴルフ場は、次の場合にはご利用をお断りいたします。

- (1)ご利用お申し込みが前条によらないとき
- (2)スタート時間に余裕がないとき
- (3)お客様が暴力団員、または公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認められたとき、また、ご利用のお申し込みを受理後、利用者が暴力団員であることが判明した場合
- (4)お客様が当約款、及び当規制に違反されたことがあるとき
- (5)お客様が他人に迷惑をかけると認められたとき
- (6)天災地変、施設の故障、補修、その他やむを得ない理由があるとき
- (7)指定する休場日

## 第 4 条 (氏名等の明告)

ご予約なさる場合、次の事項を明らかにした上でお申し込みください。

- (1)お客様の氏名・住所・人員・連絡先電話番号
- (2)その他、当ゴルフ場が必要と認める事項

## 第 5 条 (予約の解除)

当ゴルフ場は、ご予約のお申し込みをいただいたお客様が、ご予約の全部または一部を解除された場合、1名

につき次の取消料(キャンセル料)を申し受けます。

- (1)利用日の前日及び当日に取り消しの場合  
2,000円
- (2)天災地変等の事態が発生して、お客様のスタートが不可能と判断されたときは、取消料をいたしません。

## 第 6 条 (利用の登録)

当ゴルフ場をご利用になるお客様は利用日の当日、当ゴルフ場のフロントにおいて次の事項のご署名、ご登録をお願いいたします。

- (1)お客様の氏名・住所・電話番号
- (2)2組以上のコンペの場合、責任者または幹事の方の住所・電話番号
- (3)その他ゴルフ場が必要と認める事項

## 第 7 条 (営業時間)

当ゴルフ場の営業時間は各施設に明示したところによります。

## 第 8 条 (料金のお支払い)

料金はプレー終了後、フロントにおいて現金または、各種クレジットカードにてお支払いいただきます。(クレジット会社はご確認下さい)

## 第 9 条 (利用規則等の遵守)

お客様には、当ゴルフ場が定めた利用約款及び利用規則に従っていただきます。

## 第 10 条 (利用継続の拒絶)

当ゴルフ場は次の場合、利用継続をお断りすることがあります。

- (1)前条の利用規則に従ってもらえないとき

## 第 11 条 (利用の責任)

お客様が故意、または過失によって従業員や施設等に損傷を与えた場合、それによって生じた損害金的一切をお支払いいただきます。

利用規則等に違反し、または係員の指示に従わないため発生した事故については、当ゴルフ場では一切の責任を負いませんので十分注意してください。

## 第 12 条 (実施)

この約款は平成14年7月1日より実施いたします。

以 上



## 三重カンツリークラブ

三重県三重郡菟野町大字千草7190番地

T E L 059-392-3163(代)  
予 約 専 用 059-392-3161  
F A X 059-392-3160